

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾、弁護士松村隆志

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

下請法による規制について

1. 下請の法律関係においては、親事業者と下請事業者との力関係を背景に、下請事業者が親事業者から不当な圧力を受け、不公正ないし不利な取引を強いられることが多くあることから、両者間の取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護するために、下請法(下請代金支払遅延等防止法)が制定されています。具体的には、①親事業者が取引条件を定めた書面を下請事業者に交付することを義務づけ、その取引条件に反する親事業者の行為を禁止し、②下請事業者が親事業者の不当な行為を申告することは難しいため、その申告を待つことなく関係官庁が常時調査を行い、積極的にその是正を図ることができるものとされています。
2. 下請法が適用される取引は、(1)①販売目的の物品等の製造委託、②物品等の製造再委託、③修理用部品等の製造委託、④自社使用の物品等の製造委託、(2)①物品の修理再委託、②自社使用の物品の修理委託、(3)①提供目的の情報成果物(プログラム、映画・放送番組・アニメ、デザイン等)の作成委託、②情報成果物の作成再委託、③自社使用の情報成果物の作成委託、(4)役務の提供委託です(下請法2条1項ないし6項)。建設工事は建設業法で下請事業者の保護が図られており、上記(4)の役務から除外されています。
3. 下請法が適用される親事業者と下請事業者は、上記の(1)製造委託、(2)修理委託、(3)情報成果物作成委託のうちプログラムの作成委託、(4)役務提供委託のうち運送、物品の倉庫保管、情報処理に係る役務の提供委託においては、(a)資本金3億円超の法人事業者(親事業者)と資本金3億円以下の事業者(下請事業者)、(b)資本金1000万円超

- 3億円以下の法人事業者(親事業者)と資本金1000万円以下の事業者(下請事業者)であり、上記(3)(4)のうち上記以外の委託においては、(a)資本金5000万円超の法人事業者(親事業者)と資本金5000万円以下の事業者(下請事業者)、(b)資本金1000万円超5000万円以下の法人事業者(親事業者)と資本金1000万円以下の事業者(下請事業者)です(下請法2条7項8項、同施行令1条)。
4. 親事業者は発注時に直ちに「下請法3条の書面の記載事項等に関する規則」で定める事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければなりません(下請法3条)。公正取引委員会が書面参考例を掲載しています。
(<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/index.html>)
5. 親事業者は、次の行為が禁止されます(下請法4条)。
①下請事業者の給付の受領を拒む。②下請代金を支払期日(給付の受領日から60日以内である必要)までに支払わない。③下請金額を減額する(遡及値引、協力値引等)。④下請事業者に返品する。⑤同種・類似の給付に通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を定める(買ったたき)。⑥自己の指定する物の購入や役務の利用を強制する。⑦違反行為の事実を公取委等に知らせたことを理由として不利益に取り扱う。⑧有償支給の原材料等の対価を下請代金の支払期日よりも早い時期に決済する。⑨割引困難な手形(長期サイトの手形等)を交付する。⑩自己のために金銭(協力金等)、役務その他の経済的利益を提供させる。⑪費用負担せず、給付内容を変更したり給付をやり直させる。上記URL先の運用基準を参考にして下さい。
6. 公取委は、違反行為があると認めるときは、親事業者に原状回復措置等を勧告できます(下請法7条)。親事業者から不当な要求をされたときは、弁護士等の専門家にご相談ください。